

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	こども家庭センター

契約業者名・住所	社会福祉法人 晴香 理事長 松丸明雄・松戸市根木内145番地
工事等の名称	松戸市こどもショートステイ事業業務委託（ホームショートステイ利用調整等）
工事等の場所	松戸市根木内145番地 児童家庭支援センター オリーブ等
種別	子育て施設等利用支援業務
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	金2,316,600円
工事等の概要	ショートステイの利用が困難な場合のホームショートステイ実施に伴う、利用者と里親等の利用調整及びその他必要な事務を委託するもの
随意契約の理由	<p>本契約は令和8年度松戸市こどもショートステイ事業等業務委託（以下、基本契約とする）に付随する契約であり、その目的は基本契約におけるショートステイの利用が困難な場合のホームショートステイ実施に伴う、利用者と里親等の利用調整及びその他必要な事務を委託するものです。よって基本契約と本契約を同事業者以外に委託することは利用者の利便性を著しく損なうこととなります。</p> <p>以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により現契約相手である社会福祉法人晴香と随意契約する。</p>